

長 寿 - 1598
平成19年9月25日

各事業所（施設）管理者 様

秋田県健康福祉部長
（公印省略）

介護保険指定事業者の指定の更新について（通知）

当県の介護保険制度の実施について、日ごろ格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日施行の介護保険法改正に伴い、指定（介護老人保健施設は許可。以下同じ）の更新制度が設けられましたが、当県における更新手続の取扱いについて、別添の「指定更新の手引き」のとおりとすることにしたので、お知らせします。

指定の更新を受けなければ指定の効力を失うこととなりますので、手引きに記載した提出期限までに、忘れずに指定更新申請手続を行ってください。

1 この通知は、平成19年9月1日までに指定を受け、秋田県が更新手続を行う全事業所（休止中の事業所、更新手続が不要なみなし指定の事業所及び居宅サービスと一体的に行っている介護予防サービス事業所を除く。）に送付します。

ただし、同一法人が同一所在地で複数の事業の指定を受けている場合には、当該所在地へ一通の通知とさせていただきますので、各事業所で共同でご利用ください。（封筒にはどれか一つの事業所名が記載されています。）

また、地域密着型サービス等の市町村が更新手続を行う事業所には送付しませんので、各市町村の指示に従ってください。

2 今後更新時期が近づいた事業所に個別に通知したりすることはありません。今後は、集団指導の機会や当県のホームページで周知します。各事業所で指定の有効期間を確認し、提出期限までに提出してください。

3 指定更新手続についての情報は、当県のホームページに掲載しています。各種様式をダウンロードできるほか、今回の手引きに改正があった場合等の連絡やQ&Aなども掲載する予定ですので、申請書の作成を開始するときと申請書を提出する前には、このページで再確認するようにお願いします。ホームページ上の掲載場所は、手引きに記載しています。

4 質問は手引きにある質問票を使用し、ファクシミリでのみ受け付けます。ホームページに同様のQ&Aがないかを確認してからお問い合わせください。

【担当】秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険班
電話 018-860-1366 FAX 018-860-3867